

物品供給についての入札公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり一般競争入札に付します。

1. 調達内容

- (1) 件名及び数量 遠心型血液成分分離装置 スペクトラプロティア テルBCT (株) 製 1式
- (2) 納入期限 令和8年7月31日
- (3) 納入場所 国立大学法人大阪大学医学部附属病院
- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人大阪大学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和8年度に近畿地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

3. 競争執行の場所等

- (1) 契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学競争入札加入者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 吹田市山田丘2番15号 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 専門職員
電話06-6879-5118
- (2) 国立大学法人大阪大学競争入札加入者心得及び仕様書の交付方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。
- (3) 競争参加資格を証明する書類(上記2)及び入札書の受領期限並びに提出場所
令和8年4月27日 17時00分
(郵送により提出する場合には受領期限までに必着のこと)
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 専門職員
- (4) 開札の日時及び場所
令和8年4月28日 10時00分
国立大学法人大阪大学医学部・同附属病院 共通棟3階 入札室

4. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を本学に支払わなければならない。
- (2) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他国立大学法人大阪大学契約規則第22条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約の取り交わしをするものとする。
- (4) 落札者の決定方法
本公告に示した物品を納入できると契約権限者が判断した入札者であって、国立大学法人大阪大学契約規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (5) 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮には氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「4月28日開札 [遠心型血液成分分離装置 スペクトラプロティア テルBCT (株) 製 1式] の入札書在中」と朱書しなければならない。また、郵便(配達記録が残るものに限る。)により提出する場合は、二重封書とし、表封書に「4月28日開札 [遠心型血液成分分離装置 スペクトラプロティア テルBCT (株) 製 1式] の入札書在中」と朱書し、中封書の封皮に直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、入札書の受領期限までに送付しなければならない。
- (6) 上記3(4)の開札に立ち会わない競争加入者等については、再度入札を辞退したものとみなす。
- (7) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学競争入札加入者心得」による。

令和8年4月14日

国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 坂田 泰史 (公印省略)

物品供給契約書（案）

供給すべき物品の表示 遠心型血液成分分離装置 スペクトラプリアー 株式会社製 1式

代 金 額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院病院長 坂田 泰史 と供給者 との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で、供給契約を結ぶものとする。

- 第1条 供給者は、発注者に対し、物品の供給をするものとする。
- 第2条 物品は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院に納入するものとする。
- 第3条 物品の納入期限は、令和8年7月31日とする。
- 第4条 納品書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課専門職員に送付すべきものとする。
- 第5条 代金は、1回に支払うものとする。
- 第6条 代金は、検収後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第7条 契約保証金は、免除する。
- 第8条 この契約について必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた物品供給契約基準によるものとする。
- 第9条 この契約について発注者と供給者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。
- 第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と供給者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者及び供給者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 坂田 泰史

供給者